

西条市農業委員会 令和6年度 第2回総会 議事録

1. 日 時 令和6年5月7日(火) 午後1時58分から午後2時29分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂					
委 員	1番	越智 一志	12番	武方 謙一	21番	余吾 秀利	
	2番	明比 典正	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋	
	3番	徳増 靖記	14番	武田 弘文	24番	宇野 嘉秀	
	4番	一色 達夫	15番	武田 喜義			
	5番	白木あゆみ	16番	曾我部英樹			
	6番	藤田 孝明	17番	武田 安博			
	7番	近藤 明弘	18番	山内ふさえ			
	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治			
	11番	眞鍋 覚	20番	宇佐美好正			

○欠席者氏名

9番 長谷川孝師 23番 眞鍋 美鈴

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	眞田 克彦	23番	黒河 祐二	
	2番	一色 信之	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖	
	3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親	
	4番	高橋 滝雄	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄	
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	27番	玉井 隆志	
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹	
	7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦	29番	小倉 謙治	
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文	
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫			
	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壺			

○欠席者氏名

8番 宮武 恭宏 19番 菅 辰郎

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局 若干定刻前ではございますが、出席予定の方全員がおそろいになりましたので、ただ今から令和6年度 第2回西条市農業委員会総会を開会いたします。

皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは、議事に入ります。議事進行は農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、これより私が本総会の議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 それでは、議事録署名人を私の方から指名いたします。
宇野嘉秀委員、越智一志委員の両委員をお願いいたします。
本日、欠席届が、農業委員からは、9番 長谷川孝師委員、23番 真鍋美鈴委員、農地利用最適化推進委員からは、8番 宮武恭宏委員、19番 菅辰郎委員から出ておりますことをご報告いたします。
ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。
それでは、議事に入りたいと思います。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願ひいたします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
議案書4ページをご覧ください。

18号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏所有の農地に所有権移転仮登記を行い自家消費用の野菜の栽培を行っていましたが、下限面積要件廃止に伴い、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

19号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

20号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

21号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

22号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

23号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

24号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

25号は、〇〇の一般財団法人 〇〇が、農業体験を通じた教育活動の実践のため、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から寄付により農地を取得しようとする申請でございます。

なお、農地法第3条では、農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人に限っていますが、その例外として、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された営利を目的としない法人が、権利を取得しようとする農地を、その法人が行う事業の目的に必要な施設として認められる場合であれば、農地法第3条の不許可の例外に該当することとなっており、県を通じて中国四国農政局にも確

認したところ問題ないとの回答を得ております。

26号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、譲受人である〇〇氏ですが、〇〇からの移住者であります。申請時には〇〇在住でしたが、現在は〇〇に移住しております。

27号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

28号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

29号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与により農地を取得しようとする申請でございます。

30号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

31号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与により農地を取得しようとする申請でございます。

32号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与により農地を取得しようとする申請でございます。

33号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

34号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

35号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

36号は、〇〇の特定非営利活動法人 〇〇が、福祉事業拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、当該申請につきましては、25号と同様に農地法第3条の不許可の例外に該当するものであり、譲受人は、平成29年1月の第10回総会にて許可を受け、既に〇〇〇〇番ほか〇筆の農地を取得しております。

議案書8ページをご覧ください。

37号及び38号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇及び〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

39号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の

〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。
40号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の
〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。
41号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇
氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。
以上24件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明のありました案件の中で、35号と41号の
新規就農者につきましては、面接を行っていただいておりますので、
それぞれの委員さんの方から報告をしていただきたいと思います。
まず、35号につきましては、鈴木伸二委員さんの方からご報告をお
願いたします。

鈴木伸二委員 着座にて説明いたします。
今回の新規就農希望者につきましては、3月18日に西部支所におい
て面接を行いました。面接を行ったのは、山田委員と私、鈴木です。
当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。〇〇氏は、
〇〇から〇〇へ住居を移す予定としております。
〇〇氏は〇〇の農地、〇〇㎡を買い受け、就農しようとするもので、
米、野菜の耕作を予定しております。昨年夏に会社を退職し、秋ごろ
から農事組合法人 〇〇で農業修行をしております。〇〇氏には子供
がいますが、子供も母と一緒に住居を〇〇に移し耕作を手伝うとのこ
とであり、規模拡大についても考えているとの事であります。
こちらからは、西条市での営農等について指導し面接を終了しまし
た。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出
も受けました。
以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。
つづきまして、41号につきましては、桑原俊樹委員さんの方からご
報告をお願いいたします。

桑原俊樹委員 桑原です。着座にて説明させていただきます。
今回の新規就農希望者につきましては、4月5日に面接を行いまし
た。面接を行ったのは、真鍋職務代理と玉井委員、そして、私、桑原
です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳です。
〇〇氏は知人の紹介より〇〇の申請地〇〇㎡を買い受け、就農しよ
うとするもので、主に大豆、小豆を耕作する予定であります。
約〇反の農地を管理するには農機具が必要であると考えられます

が、申請地の前耕作者の援助を受けながらやっていきたいとの事であり、規模拡大については今の所考えていないとの事ですが、軌道に乗れば考えるかもしれないという事でありました。

こちらからは、農地管理の徹底、地元改良区への加入及び水路清掃等の改良区行事への積極的な参加について説明の上、承諾をいただき面談を終了しました。農地管理については、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

大変お忙しい中、鈴木委員さん、桑原委員さんをはじめ面接に関わっていただきました委員のみなさん、大変お世話になりました。

次に、23号及び26号につきましては、いずれも自家消費を目的とした家庭菜園であり、面接を行っておりませんので事務局より報告いたします。

事務局 失礼します。

23号は、〇〇氏、〇〇氏夫妻、ともに〇歳で〇〇からの移住であります。〇〇の申請地〇〇㎡を買い受け、就農しようとするものであります。申請地につきましては、現在耕作のため整地を行っておりますが、許可後には、さらに耕作放棄地再生支援事業も活用する予定であります。そして、整地が終了したところから野菜やハーブの耕作を始める予定としております。

27号は、〇〇氏、〇歳で〇〇からの移住者であります。〇〇の申請地〇〇㎡を買い受け、就農しようとするものであります。現在は、〇〇の仮住まいのアパートに入居しており、許可後に住宅改修と同時に整地を開始し、秋ごろを目途に、夫の〇〇氏と野菜、果樹の栽培を始めるとのことです。

以上2件につきましては、規模拡大の予定はなく、また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

また、18号、29号、31号の3件につきましては、経営面積はありませんが、3件の譲受人とも耕作実績が十分にあり、現在も農業に従事しておりますので、面接不要と判断しております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局の方から説明がございました24件について、ご審議をいただきたいと思いますと思いますが、18号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 18号 問題ありません。
19号、20号 問題ありません。
21号 問題ありません。
22号、23号 問題ありません。
24号、25号、26号 問題ありません。
27号 問題ありません。
28号、29号 問題ありません。
30号、31号 問題ありません。
32号、33号 問題ありません。
34号 問題ありません。
35号 問題ありません。
36号 問題ありません。
37号、38号 問題ありません。
39号 問題ありません。
40号 問題ありません。
41号 問題ありません。

議長 地元の委員さんの方からは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上24件を原案どおり許可することいたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法第5条関係、議案書につきましては9ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

12号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

13号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使

用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

14号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

15号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自宅敷地への進入路を拡幅しようとする申請でございます。

16号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

17号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

18号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の 〇〇氏から賃借権の設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

19号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

20号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書12ページをご覧ください。

21号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

22号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

23号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

24号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、事業用車庫及び事務所を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲受人は、申請地付近の別の場所に事務所等を構え事業を行っておりましたが、平成28年頃に近隣住民から騒音等の苦情申立てがあったことを受け、役員の親族が所有する本件申請地に事務所等を移転しました。

このたび、この行為が違反転用であることを知った譲受人は深く反省し、「以後このようなことがないよう十分調査を行い、慎重に行動しますので、今回のことはご理解くださいますようお願いいたします」との始末書が提出されております。

議案書13ページをご覧ください。

25号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から賃借権の設定を受け、営農型太陽光発電設備の許可を更新しようとする申請でございます。

26号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏及び〇〇の

〇〇 氏から所有権移転を受け、貸倉庫を建築しようとする申請でございます。

以上15件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました15件であります、まず12号より、順次、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 12号 問題ありません。

13号、14号、15号、16号 問題ありません。

17号 問題ありません。

18号 問題ありません。

19号、20号 問題ありません。

21号、22号 問題ありません。

23号 問題ありません。

24号 問題ありません。

25号 問題ありません。

26号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上15件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書は14ページになります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する

法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書17ページから38ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、140件、面積は、37万1,984.17㎡となっております。そのうち、所有権移転は、2件、面積は、3,035㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました内容であります。よろしくご審議お願いいたします。

委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議長 最後になりますが、議案書39ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和6年3月16日から、令和6年4月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を20件、農地バンク農地登録5件、農地バンク利用登録6件を受理しております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より報告承認案件について報告がございましたが、この内容について、何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ありませんか。

(意見なし)

議 長 ありがとうございます。
異議ないようですので、報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さん何かございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので本日の総会を閉じたいと思います。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年5月7日 午後2時29分